

東京農工大学における部局等規則の表記整理に伴う関係規則の整理に関する
規程

(平成 27 年 7 月 1 日 規程第 48 号)

東京農工大学における部局等規則の表記整理のため、関係規則の整理に関する規程を次のとおり定める。

(国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院運営規則の一部改正)

第 1 条 国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院運営規則(平成 22 年 4 月 1 日 22 農規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学大学院工学研究院運営規則の一部改正)

第 2 条 国立大学法人東京農工大学大学院工学研究院運営規則(平成 22 年 4 月 1 日 22 工規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学工学府・工学部運営規則の一部改正)

第 3 条 国立大学法人東京農工大学工学府・工学部運営規則(平成 16 年 4 月 7 日 16 工経教規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学大学院工学府教育規則の一部改正)

第 4 条 国立大学法人東京農工大学大学院工学府教育規則(平成 16 年 4 月 1 日 16 工教規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第 1 条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学工学部教育規則の一部改正)

第 5 条 国立大学法人東京農工大学工学部教育規則(平成 16 年 4 月 1 日 16 工教規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第 1 条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学農学府・農学部運営規則の一部改正)

第 6 条 国立大学法人東京農工大学農学府・農学部運営規則(平成 16 年 4 月 7 日 16 農経教規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第 1 条中「国立大学法人東京農工大学大学院農学府」を「東京農工大学大学院農学府」に、「国立大学法人東京農工大学農学部」を「東京農工大学農学部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学大学院農学府教育規則の一部改正)

第7条 国立大学法人東京農工大学大学院農学府教育規則(平成16年4月1日16農教規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学農学部教育規則の一部改正)

第8条 国立大学法人東京農工大学農学部教育規則(平成16年4月1日16農教規則第3号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学大学院生物システム応用科学府運営規則の一部改正)

第9条 国立大学法人東京農工大学大学院生物システム応用科学府運営規則(平成16年4月7日16生経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学大学院生物システム応用科学府教育規則の一部改正)

第10条 国立大学法人東京農工大学大学院生物システム応用科学府教育規則(平成16年4月1日16生教規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第2条第2項中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第10条第2項中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科運営規則の一部改正)

第11条 国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科運営規則(平成16年4月7日16連経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第5条第3項中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改め、同条第8項ただし書中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則の一部改正)

第12条 国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則(平成16年4月1日16連教規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第9条第1項中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第14条第2項中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学図書館運営規則の一部改正)

第13条 国立大学法人東京農工大学図書館運営規則(平成16年4月7日16図経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学図書館」を「東京農工大学図書館」に改める。

(国立大学法人東京農工大学大学教育センター運営規則の一部改正)

第14条 国立大学法人東京農工大学大学教育センター運営規則(平成16年4月7日16大経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学大学教育センター」を「東京農工大学大学教育センター」に改める。

第2条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学国際センター運営規則の一部改正)

第15条 国立大学法人東京農工大学国際センター運営規則(平成19年11月5日19国規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学国際センター」を「東京農工大学国際センター」に改める。

(国立大学法人東京農工大学保健管理センター運営規則の一部改正)

第16条 国立大学法人東京農工大学保健管理センター運営規則(平成16年4月7日16保経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学保健管理センター」を「東京農工大学保健管理センター」に改める。

第2条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学総合情報メディアセンター運営規則の一部改正)

第17条 国立大学法人東京農工大学総合情報メディアセンター運営規則(平成16年4月7日16情経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学総合情報メディアセンター」を「東京農工大学総合情報メディアセンター」に改める。

第2条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則の一部改正)

第18条 国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則(平成20年4月1日20術規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター」を「東京農工大学学術研究支援総合センター」に改める。

第2条中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

(国立大学法人東京農工大学科学博物館運営規則の一部改正)

第19条 国立大学法人東京農工大学科学博物館運営規則(平成20年4月1日20博規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学科学博物館」を「東京農工大学科学博物館」に改める。

(国立大学法人東京農工大学放射線研究室運営規則の一部改正)

第20条 国立大学法人東京農工大学放射線研究室運営規則(平成16年4月7日16放経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「国立大学法人東京農工大学」を「東京農工大学」に改める。

第1条中「国立大学法人東京農工大学(」を「東京農工大学(」に改める。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。